

平成 21 年 3 月 2 日

各 位

会 社 名：ナカイ株式会社
代表者名：代表取締役社長 中飯 純子
(コード：9864 上場取引所 大阪第二部)
問合せ先：取締役管理部長 仁木 稔
(TEL：088-655-0001)

当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 2 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月下旬開催予定の当社の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本定時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」と総称します。）に係る基準日を、平成 21 年 3 月 31 日に設定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本種類株主総会に係る基準日等について

当社は平成 21 年 3 月 31 日（火曜日）を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、本種類株主総会において権利を行使することができる株主と定めることといたします。

なお、当社は、本種類株主総会を、平成 21 年 2 月 17 日に開始されたアクサス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社普通株式の取得を目的とした公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の成立を条件として開催することを予定しております。

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 基準日 | 平成 21 年 3 月 31 日（火曜日） |
| (2) 公告日 | 平成 21 年 3 月 16 日（月曜日） |
| (3) 公告方法 | 日本経済新聞 |
| (4) 開催予定日 | 平成 21 年 6 月下旬開催予定の本定時株主総会と同日 |

2. 本株主総会の目的等について

本公開買付者は、当社の全株式を取得し完全子会社化することを企図しております。このため本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。しかしながら本公開買付けが成立したものの、当社の全株式を取得できなかったときは、公開買付者は、以下の方法により、当社を 100%子会社化することを計画しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、公開買付者は、①普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社と

すること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③上記②による変更後の当社普通株式の全部取得と引換えに別個の種類株主株式を交付することその他必要な議案を付議議案に含む株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。当該株主総会において上記①のご承認を頂きますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき株主総会の決議のほか、当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、公開買付者は、上記②を付議議案とする、普通株主による種類株主総会の開催を当社に要請する意向を有しています。株主総会及び普通株主による種類株主総会の開催にあたり、公開買付者は、上記①乃至③を同一の株主総会に付議し、また、上記②を当該株主総会と同日に開催される普通株主による種類株主総会に付議することにより実施することを検討・要請し、当社はかかる要請に応じて、本公開買付けが成立することを条件として、本定時株主総会において上記①乃至③を付議議案とすること及び上記②を付議議案とする本種類株主総会を開催する予定です。

なお、本定時株主総会及び本種類株主総会の開催日及び場所、並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせします。

以上